

韓国知的財産ニュース 2013 年 11 月前期

(No. 258)

発行年月日：2014 年 1 月 7 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★目次★★★

このニュースは、11 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 KIPO、23 年ぶりに商標法の全面改正 (11. 15)

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、創業者向けのガイドブックを発刊 (11. 6)
- 2-2 2013 研究ノート拡大セミナーが開催 (11. 6)
- 2-3 2013 年第 3・4 四半期の知的財産権の動向 (11. 6)
- 2-4 世界 13 の特許庁、グローバル特許審査ハイウェイ施行に合意 (11. 7)
- 2-5 韓国生産性本部による特許庁の評価が発表 (11. 8)
- 2-6 韓国特許庁、「出願・登録説明会」を開催 (11. 8)
- 2-7 韓国特許庁、「特許観点からの R&D 革新戦略」懇談会を開催 (11. 10)
- 2-8 2013 年度職務発明フォーラム開催 (11. 12)
- 2-9 特許訴訟管轄の一元化及び特許弁護士制度が導入 (11. 13)
- 2-10 日中韓 3 カ国特許庁、共同ホームページ民間公開を推進 (11. 15)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 サムスン、標準特許で米 ITC に抗告 (11. 3)
- 3-2 日立化成とイノックスの訴訟、韓国では日立化成が勝ち (11. 12)

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はございません。

その他一般

- 5-1 サムスン、ノキアの特許使用期間 5 年延長 (11. 5)

法律、制度関連

1-1 KIPO、23年ぶりに商標法の全面改正

韓国特許庁(2013.11.15)

韓国特許庁は1990年の商標法の全面改正以来23年ぶりに、全部改正(案)を11月14日から12月24日までに立法予告したと明らかにした。

今回の全部改正(案)は、商標権を利用して不当な利益を獲得しようとする商標ブローカの根絶、先出願主義問題点の補完、信義誠実の原則に合わない権利獲得の防止など、正義に反する商標権の登録及び行使を阻止し、正当な権利者にはさらに保護するための商標の秩序回復に焦点を合わせた。

まず、他人が相当な投資や努力を傾けてつくった成果を無断で出願を行い先に登録を受けた後、正当な権利者に権利行使したり、零細商人に刑事処罰の条項をたてに合意金を要求する目的で商標を出願する行為は、審査段階において拒絶できるよう関連規定を新設した。また、このような信義則に違背する商標が過誤登録されたとしても、正当な権利者の同意なくしては、その商標を使用することができないようにする規定もつくり、商標ブローカがこれ以上の立場がないようにした。

さらに、不使用取消審判請求人の適格を「何人に」に拡大し、不使用取消審判が提起されたことを知ってから商標使用証拠をつくる行為は、盲目的な使用として推定し、商標権を維持できないようにし、不使用取消審判の審決が確定されれば、その審判の請求日に遡及して商標権が無効になるようにすることによって、他人の商標選択権を制限する貯蔵商標を減少するとともに、瑕疵のある権利を基盤とする損害賠償請求権などを行使できないようにした。

これだけではなく、著名商標の希釈化防止条項を新設して、製品やサービスが他の業種であるということだけで著名商標の名称に無断便乗し、消費者を眩惑したり、著名商標の名称を損傷させる憂慮がある商標の登録を防止することである。

一方、使用による識別力の認定基準を下げ、特異な商品の形状、フレンチイズ売り場のインテリア、飛行機の乗務員のユニフォーム、特定の音や効果音、英文字2文字で構成される商標など、企業のイメージ(Trade Dress)を表す独特なアイデアなどの使用によりある程度知られたら商標として登録を受け保護を強化できるようにした。

また、出願人の些細な記載ミスを職権で直し、不可避な事由により手続きができなかった場合の救済期間を14日から2ヵ月に延長するなど、出願人の便宜を高め、規制を

緩和し、商標法の複雑性を解消して国民の商標法に対する理解も高めることに努力を傾けた。

韓国特許庁の朴・ソングン商標デザイン審査局長は、「今回の商標法全部改正(案)は、学界、企業体及び専門家からの意見を収集して、長い間検討してつくったものであり、登録主義の弊害を除去し正しく正義に満ちた商標制度への確立を希望していると述べた。

今回の商標法全部改正(案)に対する公聴会は、11月22日金曜日の午後2時からソウル江南区駅三洞の韓国知識財産センタービル19階にて開催される。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、創業者向けのガイドブックを発刊

韓国特許庁(2013.11.6)

韓国特許庁は、創造経済のキーパーソンとされる予備創業者の知的財産権に基づいた創業準備を支援するため、創業者観点からの知財権ガイドブックを発刊する。

今回のガイドブックには、知財関連トラブルの主な事例や知財権に基づいた創業成功例を漫画形式で初心者向けの内容となっていて、分かりやすく説明されている。

一方、創業の現場でも適用しやすくするため、8つのアドバイス、技術創業に必要な段階別におけるチェックポイント、外食業・販売業・サービス業など、業種別のよくある質答などを掲載したほか、最近注目されているフランチャイズ関連のチェック事項も入れている。

政策の過程には、現場で活躍している地域の知識財産センターの特許コンサルタント、創業振興院、創業保育協会の創業専門家、新聞記者もが積極的に参加し、諮問及び監修して創業者の理解を高めるために取り組んだ。

このガイドブックは、創業振興院、地域の知識財産センター、創造経済タウンのウェブサイト (<http://www.creativekorea.or.kr>)、特許庁のホームページ (<http://www.kipo.go.kr>)で無料でダウンロードができる。

特許庁の関係者は、「特許や商標などの知的財産権への理解が税務や会計ほど大事になっている。知的財産権は、小資本の創業者がグローバルマーケットにおいて自分の製品を守りながら、安定的な成長を維持する最良策」だと説明した。

今後も、特許庁は、創業者のアイデアが知財権として保護されるよう、公共弁理士による特許相談センター、地域の知識財産センターなどを通じて、出願に必要な書類作成の支援から、特許戦略コンサルタントまで、相互的な支援を続けていく計画だ。

2-2 2013 研究ノート拡大セミナーが開催

韓国特許庁(2013. 11. 6)

韓国特許庁と国家知識財産委員会が共同主宰し、韓国知識財産戦略院が主管する「2013 研究ノート拡大セミナー」が 5 日、韓国科学技術会館で開催された。

このセミナーは、大学、企業、公的研究機関など、研究開発の現場で研究ノートの活用・利用促進及び研究者の認識向上を図るため、2011 年から開催され、今年で 4 回目を迎える。特に、今年からは、特許庁だけでなく、国家知識財産委員会が共同で主宰することで、研究ノートの拡大にさらに弾みがつくと考えられている。

今回は、大学、企業、公的研究機関から、約 150 人が参加したなか、「知的財産基盤の研究開発の成果を創出するための研究ノートの記録・管理・活用案」というテーマに基づき、研究ノートに関する制度の研究及び活用事例の発表で進められた。

韓国生産技術研究員の知識財産経営室のチョ・ビョンフィ室長は、「研究ノート制度が定着されていない状況で、特許侵害にあったことがあって、研究ノートの重要性を改めて認識するようになった。他の機関でも、今回のセミナーを通じて研究ノートの重要性について再度考える機会になってほしい」とコメントした。

また、同日、特許庁と国家知識財産委員会は、研究ノートの拡大を図るため、今年初めて、研究ノートの優秀管理機関及び優秀な研究者を選定し、受賞した。優秀機関には、KAIST と韓国科学技術研究院(KIST)が選定され、優秀な研究者には、韓国建設技術研究員のキム・イルホ主席研究員が選定、受賞した。

優秀な研究家として受賞された韓国建設技術研究員のキム・イルホ主席研究員は、「特許出願や研究開発は、共同で行う場合が多いが、研究ノートは、持分の優先順位などの所有権が問題となった時、良い証拠資料になる。これからも、研究員の同僚、後輩などと一緒に、研究ノートの作成を欠かせないようにしたい」と述べた。

研究ノートは、国の R&D の記録として、知的財産創出の基礎的な資料になると同時に、発明者を保護する主な手段といえる。そのため、特許庁は、2007 年から研究ノートの制度化及び普及、教育、広報など、様々な政策的な支援を続けている。7 月からは、発明振興法において研究ノートの活用促進に関する条項を新設し、研究ノート制度の定着及び活性化のための法的基盤を整った。

特許庁産業財産政策課のキム・ヨンソン課長は、今回のセミナーに関連し、「特許庁は、これからも、関係部署と緊密に協力して研究ノートの活用をさらに促進し、研究現場におけるアイデアと技術が保護され、創造経済の実現に貢献できるよう、最善を尽くしていきたい」と話した。

2-3 2013 年第 3・4 四半期の知的財産権の動向

韓国特許庁(2013. 11. 6)

□ 出願動向

○2013 年度第 3・4 四半期の知的財産権の出願件数は、104,231 件で、前年同期比 6.8%

増加

－権利別では、特許、デザイン、商標それぞれ 6.3%、6.7%、9.5%増加、実用新案は 12.0%減少

※実用新案の場合、先登録制度や二重出願制度の廃止などにより減少傾向

○内・外国人別では、内国人 8.2%増加、外国人は 0.4%減少

－特許の場合、内国人 8.7%、外国人 1.5%減少

○地域別では、慶南と蔚山がそれぞれ 18.1%、17.9%増加し、増加率が最高

－国別では、オーストラリアとイギリスがそれぞれ 32.9%、28.0%増加した。主要国は、米国(6.0%)と中国(13.2%)が増加し、日本(▽7.4%)は現象

○出願人別では、大手企業と中小企業がそれぞれ 17.8%、11.8%増加し、地方自治団体は 8.0%減少

－第 3・4 四半期に出願が突出して高い出願人は、特許・実用新案の場合、LG 化学、商標はチョ特許キング(株)、LG 電子、デザインは現代重工業

□ 登録動向

○2013 年第 3・4 四半期の知的財産権登録件数は、72,750 件で、前年同期比 28.4%増加

－権利別では、特許と商標がそれぞれ 28.7%、48.5%増加したが、実用新案とデザインはそれぞれ 0.5%、1.7%減少

○内・外国人別では、内国人が 29.5%増加し、外国人も 23.8%増加

－地域別では、済州と慶北がそれぞれ 174.4%、63.3%増加して最高増加率

－国家別では、スウェーデンと中国がそれぞれ 106.8%、75.4%増加し、主要国では、米国(28.1%)と日本(19.5%)は増加したが、イギリス(▽6.5%)は減少

○権利者別では、大手企業が 30.7%増加、中小企業が 26.8%増加し、公企業と学校法人はそれぞれ 20.7%、81.0%減少

－第 3・4 四半期に突出して登録が増加した主な権利者は、特許・実用新案の場合、株式会社ポスコ、商標はヘテ製菓株式会社、デザインはコーロンインターストリート株式会社

□ 審査及び審判の動向

○審査請求件数は、41,020 件で、前年同期比 3.9%増加

－特許審査請求件数は、38,749 件で前年同期より 4.9%増加、実用新案の場合、2,271 件で 10.4%減少

－PCT 国際調査の申請件数は 7,695 件で、前年同期比 10.5%増加し、国際調査処理件数は 7,167 件で、前年同期比 4.4%増加。

○審判請求件数は 3,369 件で、前年同期比 9.0%増加し、審判処理件数は 3,437 件で、前年同期比 4.2%減少

ー権利別の審判請求件数では、特許・実用新案 2,143 件(特許 2,041 件、実用新案 102 件)、デザイン 114 件で前年同期比それぞれ 2.1%増加、5.0%減少し、商標は、1,112 件で 27.8%増加

2-4 世界 13 の特許庁、グローバル特許審査ハイウェイ施行に合意

韓国特許庁(2013. 11. 7)

韓国特許庁は、米国、日本、豪州、カナダ、ロシア、イギリス、スペイン、ノルウェー、デンマーク、ポルトガル、フィンランド、ノルディック連合の特許庁とともに、「グローバル特許審査ハイウェイ」プログラムの施行推進に合意した。

「特許審査ハイウェイ(Patent Prosecution Highway: PPH)とは、出願人が本人の発明を 2 カ国以上に出願した場合、優先審査し、特許として認められた国の審査書類を、遅れて審査が行われる他国特許庁に提出すれば、その事実を参考にして一般出願より早期に審査する制度を意味する。

2006 年からスタートした PPH プログラムは、現在まで、二国間のプログラムとして施行されてきたが、PPH プログラムへの参加国の拡大と共に、利用者数が増加し、多国間の PPH 申請要件の統一化議論が 2009 年から行われてきた。

従来までは、PPH 申請のための要件や書類などが国別に異なり、他国に出願しようとする発明者には不便となっていた。しかし、今回 13 カ国が合意した「グローバル PPH」は、多国間 PPH プログラムで、従来の利用要件を標準化、簡素化することで、韓国の企業と国民が海外で PPH を利用し、より簡単で素早く特許権を確保できると期待されている。

来年 1 月 6 日から同プログラムが施行される場合、出願人が韓国で①特許決定を受けるか、②PCT 国際の段階で前向きな結果を受けた場合、グローバル PPH プログラム参加国特許庁で優先審査の選択権を持つ。これを通じて、韓国が従来二国間 PPH 及び PCT-PPH をすでに施行している米国、日本のほか、豪州、カナダ、ロシア、イギリスなどでも「グローバル PPH」プログラムを利用して早期審査が受けられる。これで、韓国は、来年 1 月から計 20 カ国と PPH 及び PCT-PPH を施行できるようになり、韓国企業と国民が出願する大半の国で PPH 制度を利用し、迅速な特許獲得の基盤が設けられると予想されている。

韓国特許庁国際協力課のソ・ウルス課長は、「PPH は、迅速な審査処理機関と高い登録率を誇る制度で、今回「グローバル PPH」プログラムの推進への合意を通じて海外に出願する国民と企業がより早く、効率的に特許を獲得することができるようになる」と説明した。

2-5 韓国生産性本部による特許庁の評価が発表

韓国特許庁(2013. 11. 8)

韓国生産性本部の成果測定の結果、特許庁は、世界で始めて「おうち出願」の時代を切り開いた「特許ネットシステム」を通じて、1999年から2012年までの14年間、年平均4,887億ウォン、計6兆8,421億ウォンの経済効果をあげていることがわかった。

1999年にスタートした「特許ネットシステム」は、特許の出願から登録、証明書の申請までオンラインで処理するシステムだ。

特許ネットシステムを通じた出願、登録など、特許行政サービス分野では、1兆4,603億ウォンのコスト削減の効果があつた。これは、オンライン出願が可能となり、特許庁までの交通費、移動時間などは省かれて発生する機会費用の節減と、出願の受付業務が自動化され、書面による出願より、電子出願の手数料が低く適用されたことが要因として分析されている。

また、特許庁は、公共及び民間部門のR&Dの遂行の際、研究開発の重複を防止し、技術開発を促進するため、世界の特許技術情報をオンラインで無料提供している。これを通じて、特許技術情報の検索のための交通費、移動などによる機会費用が節約され、4兆5,122億ウォンの経済的効果はあつた。

最後に、特許庁内部の業務処理分野では、特許検索、通知書の作成、資料の保存、広報の発刊など、全ての特許行政業務をオンラインで処理することで、業務の効率性が向上され、8,696億ウォンの経済的効果が発生した。

特許庁の関係者は、「こうした成果は、特許庁の情報化予算の約11倍に当たる。持続的なシステム改善を通じて、便利な特許出願と迅速な特許審査を支援し、知的財産大国の実現に取り組んでいきたい」と述べた。

2-6 韓国特許庁、「出願・登録説明会」を開催

韓国特許庁(2013. 11. 8)

韓国特許庁は、顧客との意見交換を通じたユーザー中心の特許請願業務の見直しを効率的に推進するため、「2013年上半期における出願・登録説明会」を11月13日、ソウル大韓弁理士協会の研修室で開催すると発表した。

今回で7回目となる説明会は、大韓弁理士協会と共同で、2010年度から毎年の上半期と下半期に定例開催しており、弁理士や弁理業界の従事者を対象に申請書、補正書の作成方法など、出願と登録に関する申請の手続きと登録申請時、よくあるミスなどの留意事項及び方式審査見直しの内容などを説明する。

特に、今回の説明会では、これまでのアンケート調査や請願の分析に基づいて確定された「ユーザー中心の登録業務3.0実践計画」を発表する予定で、これは、意見交換と協力を通じた「登録方式審査の処理機関短縮」と「登録情報の開放・案内の強化」などが盛り込まれ、今後、顧客をカンどうせ切る知的財産登録サービスの実現に向けた基本

計画になるよう、顧客の意見を聴取し補完していく方針だ。

また、現場での不満や、出願・登録制度についての質疑応答の時間も設けられ、顧客の信頼と利便性向上のために取り組む登録業務の定着に向けた説明会にする計画だ。

2-7 韓国特許庁、「特許観点からの R&D 革新戦略」懇談会を開催

韓国特許庁(2013. 11. 10)

韓国特許庁は、11月8日の午前7時、ソウルのホテルにて、民間企業の最高経営責任者及び大学・公的研究機関の関係者役100人を招き、「CEO・CTO 朝食懇談会」を開催した。

この日の懇談会では、(株)ハンヤン ENG 代表取締役をはじめ、韓国造船海洋プラント協会、韓国中堅企業連合界の取締役など、産官学の研究関係者が大勢参加した。

同行事は、特許庁が推進中の「知的財産観点の研究開発(IP-R&D)戦略支援事業」を通じて競争力のある優秀な特許の確保に成功した企業や研究所の成功例を共有するために設けられた。

「知的財産観点からの研究開発戦略」とは、知的財産を単純な研究開発の結果という見方から脱し、研究開発をリードするバロメーターとみて「お金になるコア・オリジナル特許」を確保できるよう、製品の研究開発戦略を見直すことだ。

今回の懇談会では、(株)ハナマイクロンと韓国エネルギー技術研究院の IP-R&D 成功例が海外市場への進出及び有望産業の創出事例として具体的な成果と共に発表が行われた。

(株)ハナマイクロンのイ・ヒョク研究所長は、事例発表において、「IP-R&D 戦略支援事業を通じて、海外出願が可能な新規特許 29 件を選定することで、安定的な海外市場への進出基盤が整えられた」として、海外市場の進出において強いフォートポリオの確保は欠かせないと強調した。

韓国エネルギー技術研究院は、環境配慮型年産生産分野で、低級炭を高品質化する技術を IP-R&D 戦略支援事業を通じて新規特許を創出し、民間企業に技術移転した事例を発表した。

一方、懇談会に招かれた参加者には、特許情報を R&D 過程と連携する方法を事例とともに紹介した「特許観点からの R&D 革新戦略」の改正版が配布された。

キム・ヨンミン庁長は、「韓国企業が IP-R&D 戦略を通じてコア・オリジナル技術を確保し、創造経済のキーパーソンとして活躍出来るよう取り組んでいきたい」と述べた。

2-8 2013 年度職務発明フォーラム開催

韓国特許庁(2013. 11. 12)

韓国特許庁と韓国発明振興会は、国内の職務発明保証制度のあり方を模索し、優秀事例を紹介するため、2013年11月12日、韓国科学技術会館にて「2013年職務発明フォーラム」を開催する。

今回のフォーラムは、職務発明保証制度の優秀運営事例として選定された 10 社の授賞式と、優秀事例の発表、発明振興法の改正内容の紹介、職務発明保証の優秀企業の認証など、職務発明に関する主な問題についての議論で行われる予定だ。

韓国特許庁は、8月26日から9月30日の間、韓国企業を対象に、職務発明保証制度の優秀事例をコウボし、最優秀賞にサムスン電子、優秀賞に(株)KC テック、(株)SFA など、計 10 社を選定した。

このうち、サムスン電子(株)、(株)SFA、ウジンエレクトロナイト(株)が大手、中堅、中小を代表として優秀事例を発表し、職務発明に関する最近の 이슈として様々な非金銭的な保証事例(昇進や教育、症状や賞牌、特別休暇など)、教授による発明の職務発明性問題などを議論する。

さらに、来年 1 月施行予定の改正発明振興法の主な内容を紹介し、企業と従業員ともに役に立つ制度導入案を模索する予定だ。

韓国特許庁産業財産振興課のク・ヨンミン課長は、「職務発明保証の優秀事例として選定された企業の共通点は、職務発明に対する保証を技術革新の戦略に据え置き、売上高の増大につなげたことだ。これから、分野や規模のかかわらず、企業の成長のための創意と確信戦略として、職務発明の重要性はさらに高まるだろう」と述べた。

2-9 特許訴訟管轄の一元化及び特許弁護士制度が導入

デジタルタイムズ(2013. 11. 13)

知的財産権分野の最大争点として残っていた特許訴訟管轄制度が一元化されるほか、特許・技術と訴訟の専門性を兼ね備えた特許弁護士が導入される。

国家知識財産委員会は、13日の午後、政府庁舎にて第 2 期国家知識財産委員会の発足式を行った後、初の会議を開いた場でこうした方策を審議・議決したと発表した。

この日の会議では、△特許などの知財権訴訟管轄制度の見直し案、△特許訴訟代理の専門性強化策、△標準特許の戦略的な確保策、△職務発明保証制度の活性化策、△国の特許競争力強化策などの 5 件の案件を上程・審議した。

特許の無効訴訟と侵害(損害賠償)訴訟の控訴審の管轄一元化と、特許弁護士制度の導入及び弁理士の特許侵害訴訟への参加などは、利害関係者の立場の違いが埋まらず、なかなか合意に至っていない懸案だったが、1年半の議論を経て今回に最終合意した。

具体的には、特許などの知財権侵害訴訟の場合、原審はソウル中央地方裁判所とテジョン地方裁判所が担当し、控訴審は特許裁判所が無効訴訟とともに管轄するよう一元化される。これまで、特許無効訴訟は、特許審判院(原審)、特許裁判所(控訴審)が担当していて、侵害訴訟は、一般地裁及び 58 箇所の支院(地方裁判所)、高裁及び地裁の控訴部(控訴審)などに二元化されていた。

このように、無効訴訟と侵害訴訟の管轄が異なっていたため、同じ特許なのに無効訴訟と侵害訴訟の結果が相反したり、無効訴訟の結果を待ってから特許侵害を判断してい

たりで侵害訴訟が遅延される場合が少なくなかった。

また、各地方裁判所が処理する特許侵害訴訟の件数が少なく、先進国に比べて判決の専門性が落ちているという指摘もあった。

ただ、不正競争や営業秘密、著作権などの原審管轄は、従来通り地方裁判所及び高等裁判所で重複管轄し、控訴審は、特許裁判所が専属管轄する。

加えて、特許訴訟代理の専門性向上を図るため、特許弁護士制度を導入することを決め、資格要件や権限などの法的根拠とともに、法務部、特許庁、知財委などの関係部署との協議を経て今後3年以内の準備期間と1年以内の経過期間を置いて推進することとした。弁理士の特許訴訟参加は、追加の研究及び議論を経て制度の見直し策を設ける計画だ。

一方、この日の会議では、ユン・ジョンヨン民間共同委員長などの19人の新任民間議員に委嘱状を与えた。

<イ・ジュンギ記者>

2-10 日中韓3カ国特許庁、共同ホームページ民間公開を推進

韓国特許庁(2013.11.15)

韓国特許庁は、2013年11月14日、札幌で開催された第13回日中韓特許長官会合において、3国間の知的財産協力に関する情報が載せられているウェブサイト「トリポネット(TRIOP:Trilateral IP Offices)」を共同で構築し、この日から一般に公開することで合意したと発表した。

3国特許庁は、毎年増加している特許出願件数と、それに伴う業務量の増加などの課題に共同対応するため、2001年から特許、デザイン、情報技術、人材の育成など、様々な分野で協力を進めている。

今回に公開されるホームページは、日中韓3カ国特許庁間で進められた取り組みについて紹介し、分野別の協力事業の成果をまとめたもので、これまでは、3国の審査官のみが利用できた。

3国共同のホームページが一般に公開されることにより、知財権分野における多様な有用な情報が民間に提供される予定だ。具体的には、日中韓3カ国特許庁の新規性・進歩性の判断に関する比較研究報告書、各国の法令比較対象表、各国の特許審査指針書、知的財産法及び特許情報検索サービスのリンク集などが含まれる。

一般公開により、韓国の企業や国民は、中国・日本の知的財産情報にアプローチしやすくなると見込まれている。こうした3国共同ホームページの一般公開は、公共データの開放をかかげる新政権の「政府3.0」政策の一つとして、韓国特許庁と中国・日本特許庁が協議を行ってきた結果だ。

現在、日中韓3国特許庁に対する世界からの特許出願件数は、世界の出願件数の41%、デザイン出願件数は世界出願件数の78%にいたるなど、知財権分野で日中韓3カ国の協

力の重要性とその影響は非常に大きいといえる。

そのため、今回に構築されたホームページから提供される 3 国の協力事業の結果及び中国・日本の知財権情報は、現地に進出する予定の韓国の企業や国民が安定的かつ予測可能な権利確保に役立つと期待されている。

一方、今回開催される日中韓特許庁長官会合では、2012 年 3 国特許庁会談のとき、韓国特許庁の提案によって合意された「日中韓知財権ユーザーフォーラム」も開催される予定だ。韓国側の知財権ユーザーグループ代表として、韓国知識財産協会(KINPA)と大韓弁理士会が同シンポジウムに参加してテーマ発表を行う計画だ。

韓国特許庁のキム・ヨンミン庁長は、「政府 3.0 の推進のためには、国内だけでなく、海外の公共データの対民公開も非常に重要である。これから、日中韓 3 国の共同ホームページに有益な情報がより多く掲載され、中国や日本に進出する韓国の企業、出願人の利便性が向上されるよう、3 国間の相互協力を一層強化していく構えだ」と述べ、「日中韓の知財権ユーザーシンポジウムを持続的に開催し、特許制度の利用顧客とのコミュニケーションをさらに拡大していく計画だ」と説明した。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 サムスン、標準特許で米 ITC に抗告

デジタルタイムズ(2013. 11. 3)

米国大統領の拒否権行使によりアップル製品の輸入禁止を得ることができなかったサムスン電子が、当初商用特許と伝えられ他のとは違い、標準特許で抗告したことが明らかになった。

標準特許は、当時のオバマ米大統領が拒否権行使の根拠として提示したフレンド(FRAND)原則と係りがある。

サムスン電子がフレンドイシューに対し正面突破を選択したものと分析される。

3 日ドイツ特許専門ブログポスフェイションツによると、サムスン電子は、米国の国際貿易委員会(ITC)が棄却した特許 3 件のうちの標準特許(特許番号 644)1 件のみ抗告する内容の準備書面を最近連邦巡回小裁判所に提出したことが分かった。

これはサムスン電子が抗告審において、標準特許ではなく商用特許の攻撃に集中するであろうという業界の予想に反したものである。

サムスン電子は、ITC にアップルが自社の 3 世代(3G)無線通信関連の標準特許 2 件(特許番号 348、644)と商用特許 2 件(特許番号 980、114)を侵害したと提訴したが、ITC の行政判事は、このうちの標準特許の 348 特許のみを侵害として認めている。

特に、オバマ大統領は去る 8 月に「公正かつ合理的であり、非差別的な(Fair,

Reasonable, and Non-Discriminatory)」方式により、だれにでも使用許可を与えるべきであるというフレンド原則を取り上げながら拒否権を行使した。

標準特許はスマートフォンを製作するにあたり、必ず必要な技術特許である。

大統領の拒否権行使は、控訴の対象ではないが、サムスン電子は当初提起した4件の特許のうちの標準特許1件、商用特許2件について抗告することができる。

ポストフェイスンツは、予想と違いサムスン電子が標準特許について控訴したことに対し「拒否権行使以降、サムスン電子が標準特許の継続的な存続に関心を持っているからである」と分析した。

<キム・ユジョン記者>

3-2 日立化成とイノックスの訴訟、韓国では日立化成が勝ち

電子新聞(2013. 11. 12)

ダイボンディングフィルム関連の訴訟戦を行った日本の日立化成と韓国のイノックス間の法廷攻防において日立化成が有利な高地を占領した。今回の判決により日本素材企業の牽制がますます強化する見通しである。

日立化成は、昨年4月に韓国のイノックスが韓国の特許審判院に提起したダイボンディングフィルム(DAF)の特許(第723980号)に対する特許無効審判において、勝訴の判定を受けたと12日に明らかにした。

DAFは、半導体チップと回路基板、チップとチップを連結する時に使用する超薄型フィルムの接着剤だ。半導体後工程においてフラッシュメモリー、ソリッドステートドライブ(SSD103)などの製作時に使用する素材だ。

日立化成は去る2011年に、韓国の半導体装備・素材企業であるケイシーテックを相手に、化学的機械練磨(CMP)セリアスローリー特許権を侵害したとして、米国のテキサス州オスティン西部の地方裁判所に訴訟を提起するなど、韓国内の素材企業を相手取って全方位から特許戦を繰り広げてきた。去る1日には、イノックスを相手にDAF関連の特許を侵害したとして台湾において訴訟を提起したところ、これに対しイノックスは対応策として韓国国内で特許無効訴訟を起こした。

日立化成の関係者は、「今後も知的財産権の競争において優位を確保するために積極的に権利を行使する」と述べた。

デザイン (意匠)、商標動向

※今号はございません。

その他一般

5-1 サムスン、ノキアの特許使用期間 5 年延長

デジタルタイムズ(2013. 11. 5)

サムスン電子がフィンランドのノキアの無線通信特許をさらに 5 年間使用することに合意した。

4 日(現地時間)の NET とブルームバーグ通信によると、サムスンが来年 1 月 1 日からさらに 5 年間ノキアの特許を使用する代価として使用料を支払うことに合意したとノキア側が明らかにしたと報道した。サムスンがノキアに支払う金額は 2015 年までに確定する。

携帯電話部門をマイクロソフト (MS) に売却することとなったノキアにとって、現在特許事業はネットワーク装備業に次ぐ第 2 の主要収益源であると分析される。このため世界第 1 位の携帯電話企業である三星との特許契約の延長はノキアにとって好材料であると評価される。ノキアによると、50 種以上の主要特許により毎年平均 5 億ユーロ (約 7, 180 億ウォン) の収益を出しているとのことである。

三星は当初ノキアとの特許契約が今年末に満了するにあたり、契約更新条件を巡りノキアとの葛藤があったと報道した。

ノキアの知的財産権最高責任者であるポール・メリン氏は「今回の合意は特許紛争を生産的に解決した模範例である」とし、「三星とノキアの両社が (特許問題に係る) 取引関連の費用を大幅に減らせるであろう」と強調した。

ブルームバーグ通信は、本件に関して三星電子側は合意の事実を認めながらも別途のコメントは行わなかったと付け加えた。

<キム・ユジョン記者>

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム